

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第11号

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(県外産業廃棄物の搬入事前協議) 第2条 [略] 2・3 [略] 4 条例第2条第2項ただし書の規則で定める者は、他の都道府県知事により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号） <u>第9条の2第3項各号（同令第10条の12第2項において準用する場合を含む。）</u> のいずれにも該当すると認められた産業廃棄物処理業者（次項において「省令基準該当産業廃棄物収集運搬業者」という。）とする。 5 [略]	(県外産業廃棄物の搬入事前協議) 第2条 [略] 2・3 [略] 4 条例第2条第2項ただし書の規則で定める者は、他の都道府県知事により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号） <u>第9条の3各号又は第10条の12の2各号に掲げる基準に適合すると認められた産業廃棄物処理業者（次項において「省令基準該当産業廃棄物収集運搬業者」という。）とする。</u> 5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。